

(予防)重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	神奈川県医療生活協同組合 みうら訪問看護ステーション
所在地	〒238-0101 三浦市南下浦町上宮田3263-1
事業者指定番号	神奈川県1462790004号
提供サービス	訪問看護・介護予防訪問看護
管理者・連絡先	小村 寛美 TEL 046-889-1701
サービス提供地域	三浦市・横須賀市一部（横須賀市一部地域についてはお問い合わせください）

2. 事業所の職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	従業員の管理、利用申込みに係る調整、業務把握及び管理	1名（常勤1）
サービス担当職員	看護師	4名 （常勤3 非常勤1）
事務職員	事務	1名（非常勤1）

3. 営業時間

区分	平日	土曜日
営業時間	9:00～17:00	9:00～13:00

（注）日・祭日及び12月29日～1月3日は休業します。

訪問日が祭日となった場合は御相談させていただき、日時の振り替えを行っています。

常時、利用者やその家族からの電話等による24時間連絡が可能な体制をとっています。

4. サービス利用料及び利用者負担

利用料は介護保険の法定利用料に基づく金額です。

市町村より交付される介護保険負担割合証の内容で負担割合が変わります。

サービス時間		利用料	1割利用者 負担額	2割利用者 負担額	3割利用者 負担額
<input type="checkbox"/> 予防訪問看護30分未満	1回につき	4,888円	489円	978円	1,467円
<input type="checkbox"/> 予防看護30分以上60分未満	1回につき	8,606円	861円	1,722円	2,582円
<input type="checkbox"/> 予防訪問看護1時間以上1時間30分	1回につき	11,815円	1,182円	2,363円	3,545円
<input type="checkbox"/> 予防サービス提供体制強化加算Ⅰ	1回につき	65円	7円	13円	20円
<input type="checkbox"/> 予防サービス提供体制強化加算Ⅱ	1回につき	32円	4円	7円	10円

なお、必要に応じて別途利用料が発生します。

サービス名称	内容		利用料	1割利用者 負担額	2割利用者 負担額	3割利用者 負担額	
<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅰ	初回の訪問看護を行った月もしくは過去2か月間当訪問看護の提供を受けていない場合	退院日	3,794円	380円	759円	1,139円	
<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅱ		初回	3,252円	326円	651円	976円	
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	病院・診療所・介護老人保健施設に入院中・入所中の方が退院・退所するときに、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が退院時共同指導を行った後に、退院・退所後の最初の指定訪問看護を行った場合	1回	6,504円	651円	1,301円	1,952円	
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算Ⅰ	利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる場合	要件を満たした場合 その他	1ヶ月	6,504円	651円	1,301円	1,952円
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算Ⅱ				6,222円	623円	1,245円	1,867円
<input type="checkbox"/> 特別管理加算	医療処置のある場合	管理加算Ⅰ	1ヶ月	5,420円	542円	1,084円	1,626円
<input type="checkbox"/>		管理加算Ⅱ		2,710円	271円	542円	813円
<input type="checkbox"/> 早朝・夜間・深夜訪問看護加算	早朝・夜間・深夜に訪問看護を行った場合※1	1回	早朝・夜間 深夜		125%増 150%増		
<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合	1ヶ月	542円	55円	109円	163円	
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算Ⅰ	要件を満たした月のみの加算	1ヶ月	1,084円	109円	217円	326円	

※早朝 6:00～8:00 夜間 18:00～22:00 深夜 22:00～6:00
地域加算 三浦市 4級地 単価に10.84乗じる 令和6年6月1日改定

① 特別管理加算対象者の長時間訪問加算。

1時間30分以上の訪問看護となる場合は1回につき、3,252円

(利用者1割負担326円/利用者2割負担651円/利用者3割負担976円) が加算。

②特別管理加算Ⅰ・Ⅱの算定要件について

特別管理加算Ⅰ

在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。

特別管理加算Ⅱ

在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等であること。

③複数名訪問看護（介護予防含む）加算

同時に複数の訪問看護が利用者又は、家族の同意を得て訪問看護を行った場合に加算。対象および料金は以下の通りです。

- a. 利用者の身体的理由により、一人の看護師では困難と認められる場合。
- b. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- c. その他、利用者の状況から判断し、①又は②に準ずると認められる場合。

所要時間		利用料	利用者1割負担	利用者2割負担	利用者3割負担
30分未満の場合	1回につき	2,753円	276円	551円	826円
30分以上の場合	1回につき	4,357円	436円	872円	1,308円

④自費料金

- a. 介護保険外サービス、または支給限度額を超えて利用された場合は、介護報酬の10割相当の請求となります。
- b. 時間外・祝祭日にタクシーを利用して訪問した場合には実費請求となります。
- c. ご自宅でご逝去し処置を実施した場合には、営業時間内6千円、時間外9千円となります。

<キャンセルについて>

ご都合によりサービスを中止にする場合には、できるだけ利用の前日までにご連絡下さい。なお、キャンセル料は不要です。

5, 支払い方法

次のいずれかの方法によりお支払い頂きますようお願いいたします。

- ① 自動口座引落（ご指定口座から翌月27日に負担金をお支払願います。）
- ② 現金払い（毎月15日に前月分の負担金をお支払願います。）

6, 当事業所のサービスの方針等

- (1) 当事業所は、生活協同組合が運営する事業所です。利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立って事業をすすめます。
- (2) 当事業所が行う訪問看護の実施にあつては、地域の病院、診療所や行政、医師会をはじめとする保健・福祉関係機関と連携をもち、親切であたたかい訪問看護を提供します。

7, 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所 電話番号 046-889-1701
相談員(責任者) 小村 寛美
対応時間 (平日) 9:00~17:00
(土曜日) 9:00~13:00

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

【介護保険相談窓口リスト】

三浦市 高齢介護課	8:30~17:15(土日・祭日・年末年始除く) 三浦市城山町1-1 TEL 046-882-1111 FAX 046-882-2836
横須賀市 福祉部介護保険課保険給付係	8:30~17:15(土日・祭日・年末年始除く) 横須賀市小川町11分館2階 TEL 046-822-8253 FAX 046-827-8845
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係	8:30~17:15(土日・祭日・年末年始除く) 横浜市西区楠町27-1 電話045(329)3447

8, 緊急時および事故発生時の対応

緊急時および事故発生時、看護師はご利用者様の生命維持・安全確保を最優先に対応し、ご家族・主治医・市町村等関係各所へ速やかに連絡報告します。事故発生時の状況は記録に残し看護師の過失が認められる場合には損害賠償をします。

また、日常的に事故防止の研修に励むとともに、事故発生後は事故の原因分析を実施し事故防止策を講じます。

9, 大規模な災害時や積雪時の対応

大規模な災害等にて、訪問看護ステーション及び道路交通等に支障をきたした場合、計画的なサービス・緊急対応が出来ない場合があります。ご了承願います。

10, 非常災害対策(感染・自然)

- (1) 事業所は非常災害の発生時において早期にサービスの提供の継続、業務の再開を図るための計画(事業継続計画=BCP)を策定し必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は従業員に対して業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11, 感染対策

- (1) 事業所は感染症が発生した場合蔓延しないように必要に応じた措置を講じます。
- (2) 事業所は感染症の予防や蔓延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用できる物とする)を概ね6か月に1回以上開催します。
- (3) 事業所は感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する

12, 高齢者虐待防止

- (1) 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために必要に応じた措置を講じます。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備する事とともに定期的な研修の実施を行います。
- (4) 担当者の設置しサービス提供中に虐待を受けたと思われるものが発覚した場合には速やかにこれを市町村に通報するものとします。

13, 身体的拘束への対策

- (1) 利用者、利用者の関係者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません
- (2) 身体的拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10, 神奈川みなみ医療生活協同組合の概要

- (1) 代表者名 藁谷 収
- (2) 生協本部所在地 横須賀市衣笠栄町 2 - 1 9
- (3) 業務の概要 医療事業、保健予防事業、介護福祉事業、
- (4) 事業所紹介 ①衣笠診療所 ②逗子診療所③三浦診療所
④衣笠訪問看護ステーション ⑤みうら訪問看護ステーション
⑥医療生協在宅福祉センター
⑦みうらヘルパーステーション ⑧デイサービスみうら
⑨デイサービス「元気」 ⑩ショートステイ安護楽

西暦 年 月 日

上記の通り重要事項説明書を交付し説明しました。

(事業者) 所在地 三浦市南下浦町上宮田 3 2 6 3 - 1
神奈川みなみ医療生活協同組合
事業者名 みうら訪問看護ステーション

説明者 _____ 印

上記の通り重要事項説明書を交付され説明を受け同意しました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人又は立会人)

住所 _____

氏名 _____ 印

訪問看護サービス説明書

1. サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は、利用者の居宅（自宅）において、看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の援助を行うサービスです。業務上知り得た利用者の情報を第三者に漏らすことはありません。別紙に記載した関係各所間でのみ、情報の利用をいたします。
- (2) 事業者は、下表の日程により訪問看護サービスを提供します。
- (3) サービスは、別添の「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

		時間帯	内容（概要）
1)	曜日	: ~ :	
2)	曜日	: ~ :	
3)	曜日	: ~ :	
4)	曜日	: ~ :	
5)	曜日	: ~ :	

2. サービス提供の記録

- (1) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況に関する内容を評価・記載し居宅介護支援事業者に提出します。
- (2) 事業者は、サービス提供記録をサービス終了後 5 年間はこれを適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3. サービス提供体制

- (1) サービス提供の責任者は、氏名： 小村 寛美 連絡先（電話）： 889-1701 です。
- (2) サービスを提供する職員は次のとおりです。なお、都合により当日の職員に変更が生じる場合もありますのでご了承下さい。

職員の氏名	
小村 寛美	村上 茂子
清水 和代	田中 愛

- (3) 看護技術や知識を修得するために、定期的に研修に参加し学習しつつ利用者満足度の向上に努めます。

4. 利用者負担金

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。
- (2) この金額は、介護保険法等による法定利用料に基づく金額です。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります）
- (4) 利用料金は、27日にご指定の口座から引き落とします。

		算定根拠（単位×回数、加算）	基本利用料（10割）	利用者負担金（1・2・3割）
1)	曜日		円	円
2)	曜日		円	円
3)	曜日		円	円
強化加算			円	円
緊急			円	円
特別			円	円
サービス体制			円	円
合計			円	円

5. キャンセルについて

- (1) サービスの利用を中止する際には、速やかに事務所までご連絡ください。
- (2) ご都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。

6. その他

- (1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借等の金銭の取り扱い等はいたしかねますので、ご了承ください。
 - ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のための療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
 - ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、固くご遠慮させていただきます。

上記のとおり説明します。

西暦 年 月 日

(事業所) 所在地 三浦市南下浦町上宮田3263-1
事業所名 神奈川みなみ医療生活協同組合
みうら訪問看護ステーション

代表者 藁谷 收 印

説明者 印